

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p><b>第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進</b></p> <p>人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。</p> <p>人権啓発は、県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえることが重要であり、また、対象者の理解度に合わせた適切な内容で行うことが肝要です。その際には、具体的な事例を挙げて啓発を行うことが効果的ですが、同時に人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮する必要があります。</p> <p>人権教育及び人権啓発は、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。</p> <p>特に人権に関わりの深い職業に従事する者にあっては、常に人権意識をもって職務に臨むことが求められることから、人権研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。</p> <p><b>1 学校における人権教育</b></p> <p><b>【現状と課題】</b>                  学校教育は、人権尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。</p> <p>本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。</p> <p>このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。</p>	<p><b>第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進</b></p> <p>人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。</p> <p>人権啓発は、県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえることが重要であり、また、対象者の理解度に合わせた適切な内容で行うことが肝要です。その際には、具体的な事例を挙げて啓発を行うことが効果的ですが、同時に人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮する必要があります。</p> <p>人権教育及び人権啓発は、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。</p> <p>特に人権に関わりの深い職業に従事する者にあっては、常に人権意識をもって職務に臨むことが求められることから、人権研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。</p> <p><b>1 学校における人権教育</b></p> <p><b>【現状と課題】</b>                  学校教育は、人権尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。</p> <p>本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。</p> <p>このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>また、研究指定校による実践的な取組も行っており、その研究成果を教員向けの指導資料「人権教育指導のために」の県内事例として掲載し、他校への普及を図り、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めています。</p> <p>さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組、高齢者や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。</p> <p>しかしながら、いじめの問題や児童生徒が加害者となる事件などに見られるように、少子化による影響や生活体験、社会体験等の不足などから、人権が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。</p> <p>これに対して、2001（平成13）年7月に学校教育法が改正され、各学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも家庭や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の推進が図られています。</p> <p>また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、<u>幼稚園（保育所）教育</u>を充実し、小学校以降の連続的な心の発達につなげていくことが大切です。</p> <p><b>【施策の方向】</b> 文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設けて、<u>2006（平成18）年1月</u>にとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」（<u>第二次とりまとめ</u>）を各学校において活用し、その趣旨が浸透するよう啓発に努めます。</p> <p>そして、児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。</p> <p>(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進</p>	<p>また、研究指定校による実践的な取組も行っており、その研究成果を教員向けの指導資料「人権教育指導のために」の県内事例として掲載し、他校への普及を図り、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めています。</p> <p>さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組、高齢者や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。</p> <p>しかしながら、いじめの問題や児童生徒が加害者となる事件などに見られるように、少子化による影響や生活体験、社会体験等の不足などから、人権が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。</p> <p>これに対して、2001（平成13）年7月に学校教育法が改正され、各学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされ、人権教育の観点からも家庭や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の推進が図られています。</p> <p>また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、<u>幼稚教育</u>を充実し、小学校以降の連続的な心の発達につなげていくことが大切です。</p> <p><b>【施策の方向】</b> 文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設けて、<u>2008（平成20）年3月</u>にとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」（<u>第三次とりまとめ</u>）を各学校において活用し、その趣旨が浸透するよう啓発に努めます。</p> <p>そして、児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。</p> <p>(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進</p>	<p>備考</p> <p>表現の見直し</p> <p>現在の状況に更新</p>

現 基本計画 (平成19年3月)	見直し案	備考
<p>人権教育の視点に立って、教科や<u>道徳</u>、特別活動、総合的な学習の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。</p> <p>① いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり 教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権が尊重される学級経営、生徒指導に努めます。そして、児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめや暴力、障害者や外国人に対する偏見や差別、同和問題などあらゆる偏見や差別に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。</p> <p>② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動をすることの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。</p> <p>③ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫 「協力的な学習」や「参加的な学習」を取り入れ、児童生徒が「自分で感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解や人権感覚を育てます。</p> <p>④ 心に響く体験的な活動の充実 児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。 例えば、<u>幼稚園 (保育所)</u> においては、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。 また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害者等との交流など、心に響く体験の機会の充実に図り、豊かな心を育てます。</p> <p>⑤ 国際理解・国際協力に関する教育の推進 帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国語</p>	<p>人権教育の視点に立って、教科や「<u>特別の教科 道徳</u>」、特別活動、総合的な学習の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。</p> <p>① いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり 教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権が尊重される学級経営、生徒指導に努めます。そして、児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめや暴力、障害者や外国人に対する偏見や差別、同和問題などあらゆる偏見や差別に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。</p> <p>② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動をすることの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。</p> <p>③ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫 「協力的な学習」や「参加的な学習」を取り入れ、児童生徒が「自分で感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解や人権感覚を育てます。</p> <p>④ 心に響く体験的な活動の充実 児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。 例えば、<u>幼稚園、認定こども園 (保育所)</u> においては、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。 また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害者等との交流など、心に響く体験の機会の充実に図り、豊かな心を育てます。</p> <p>⑤ 国際理解・国際協力に関する教育の推進 帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国語</p>	<p>指導要領の表現に修正</p> <p>認定こども園の追加</p>

現 基本計画 (平成19年3月)	見直し案	備考
<p>指導助手 (ALT) や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育てます。</p> <p>(2) 幼 (保) ・小・中・高・<u>特殊教育諸学校</u>の連携による人権教育の推進 心の発達の連続性を図り、幼稚園 (保育所) 、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、<u>発達段階</u>や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、<u>特殊教育諸学校 (2007 (平成19) 年4月から「特別支援学校」と総称が変わります。)</u>とも連携して人権を尊重する心と態度を育てます。 特に幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることを踏まえ、幼 (保) ・小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。</p> <p>(3) 学校としての取組の点検・評価 校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目的設定、指導計画の作成や教材の選定、開発などに努めます。そして、指導計画や取組について、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、その見直しや改善に努めます。</p> <p>(4) 家庭・地域との連携による人権教育の推進 人権教育の効果を高めるために、家庭・地域・学校が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校の取組を保護者等に公表するなど、「開かれた学校づくり」を進め、家庭・地域との連携を推進します。</p> <p>(5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ① 悩みを受け入れる相談体制の充実 スクールカウンセラーやカウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。</p>	<p>指導助手 (ALT) や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育てます。</p> <p>(2) 幼 (保) ・小・中・高・<u>特別支援学校</u>の連携による人権教育の推進 心の発達の連続性を図り、幼稚園 (保育所) 、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、<u>発達の段階</u>や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、<u>特別支援学校</u>とも連携して人権を尊重する心と態度を育てます。 特に幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることを踏まえ、幼 (保) ・小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。</p> <p>(3) 学校としての取組の点検・評価 校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目的設定、指導計画の作成や教材の選定、開発などに努めます。そして、指導計画や取組について、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、その見直しや改善に努めます。</p> <p>(4) 家庭・地域との連携による人権教育の推進 人権教育の効果を高めるために、家庭・地域・学校が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校の取組を保護者等に公表するなど、「開かれた学校づくり」を進め、家庭・地域との連携を推進します。</p> <p>(5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ① 悩みを受け入れる相談体制の充実 <u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー</u>、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体</p>	<p>学校教育法改正 (平成19) による用語修正 指導要領の表現に修正</p> <p>スクールソーシャルワーカーを追記</p>

現 基本計画 (平成19年3月)	見直し案	備考
<p>また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。</p> <p>② 教職員に対する研修等の充実</p> <p>人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組などにより、人権教育の一層の充実に努めます。</p> <p>また、研修会等においては、具体的な事例による研修や体験を伴う研修を進め、教職員自身の人権感覚を磨くとともに、人権侵害を生み出す背景や問題解決のための対策を明らかにし、偏見や差別をなくするための指導に生かすよう努めます。</p> <p>(6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進</p> <p>大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにする必要があります。</p> <p>このため、人権教育の取組が継続して行われ、さらに充実することをめざし、<u>県立大学においては、関係科目を通じての人権教育の充実を図るとともに、国立大学、私立大学等に対しては、関係科目の新設・継続や講座の開設などを要望していきます。</u></p> <p><b>2 地域や家庭における人権教育</b></p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。</p> <p>1992(平成4)年7月の生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」においては、社会の急激な変化に対応し、心豊かな人間の形成に資するため、人々が学習する必要のある現代的課題の一つとして人権が取り上げられており、生涯学習の中で学習機会を充実すべきことが提言されています。また、1999(平成11)年7月の人権擁護推進審議会答申(4頁参照)においても、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが</p>	<p>制の充実に努めます。</p> <p>また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。</p> <p>② 教職員に対する研修等の充実</p> <p>人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組などにより、人権教育の一層の充実に努めます。</p> <p>また、研修会等においては、具体的な事例による研修や体験を伴う研修を進め、教職員自身の人権感覚を磨くとともに、人権侵害を生み出す背景や問題解決のための対策を明らかにし、偏見や差別をなくするための指導に生かすよう努めます。</p> <p>(6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進</p> <p>大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにする必要があります。</p> <p>このため、人権教育の取組が継続して行われ、さらに充実することをめざし、<u>県内の大学等高等教育機関に対しては、関係科目の新設・継続や講座の開設などを要望していきます。</u></p> <p><b>2 地域や家庭における人権教育</b></p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。</p> <p>1992(平成4)年7月の生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」においては、社会の急激な変化に対応し、心豊かな人間の形成に資するため、人々が学習する必要のある現代的課題の一つとして人権が取り上げられており、生涯学習の中で学習機会を充実すべきことが提言されています。また、1999(平成11)年7月の人権擁護推進審議会答申(4頁参照)においても、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが</p>	<p>県立大学が公立大学法人になったため修正</p>

現 基本計画 (平成19年3月)	見直し案	備考
<p>必要であるとされています。</p> <p>本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権教育・啓発VTR等の貸し出しを行ったり、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、地域における学習機会の提供に取り組んでいます。</p> <p>また、社会教育の指導者である社会教育主事※35 や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。</p> <p>人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。そこで、具体的な学習指導においては、体験活動や身近な問題を取り上げることなどにより、自然に人権感覚が身に付くような活動を<u>仕組んだり</u>、学習意欲を高める手法を創意工夫していくことが課題となっています。</p> <p>また、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通して子どもに悪影響を与える場合が少ないとの指摘があり、何よりも親自身が偏見を持たず差別しないことを日常生活の中で身をもって子どもに示していくことが強く求められています。</p> <p>さらに、<u>近年の核家族化や少子化の進行により、子育てに自信を持っていない親が増加し、従来家庭で身につけるものとされてきた基本的な生活習慣や規範意識などが十分身につけていない子どもが増えるなど家庭の教育力の低下が懸念されています。</u></p> <p>また、地域においても、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少し、人間関係が希薄化することに伴う地域の教育力の低下が指摘されています。</p> <p>こうしたことから、本県では、社会に学ぶ『14歳の挑戦』※36 等の体験活動の機会を活用して地域の力を結集し、社会全体で子育てに取り組む気運の醸成を図っています。</p> <p>加えて、2001(平成13)年7月の社会教育法の改正を受けて、本県においては、<u>家庭教育に関する学習に接する機会が少ない親等のために、</u></p>	<p>必要であるとされています。</p> <p>本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権教育・啓発VTR等の貸し出しを<u>行い</u>、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、地域における学習機会の提供に取り組んでいます。</p> <p>また、社会教育の指導者である社会教育主事※32 や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。</p> <p>人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。そこで、具体的な学習指導においては、体験活動や身近な問題を取り上げることなどにより、自然に人権感覚が身に付くような活動を<u>仕組むことや</u>、学習意欲を高める手法を創意工夫していくことが課題となっています。</p> <p>また、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通して子どもに悪影響を与える場合が少ないとの指摘があり、何よりも親自身が偏見を持たず差別しないことを日常生活の中で身をもって子どもに示していくことが強く求められています。</p> <p>さらに、<u>近年、少子化、核家族化などの影響で、子育てに不安感や孤立感を抱く親が少ない状況にあり、家庭の教育力の低下が懸念されています。</u></p> <p>また、地域においても、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少し、人間関係が希薄化することに伴う地域の教育力の低下が指摘されています。</p> <p>こうしたことから、本県では、社会に学ぶ『14歳の挑戦』※33 等の体験活動の機会を活用して地域の力を結集し、社会全体で子育てに取り組む気運の醸成を図っています。</p> <p>加えて、<u>親が自ら自分の役割と子どもとのかかわり方について学ぶ「親学び講座」※34 の実施など、家庭教育への支援事業、就学時健診</u></p>	<p>現事業に更新</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>企業と連携した家庭教育への支援事業、就学時健診の際などにおける家庭教育講座や子育て等に関する相談体制の整備、親子のふれあいを深める自然体験活動の場の提供など多様な家庭教育への支援を図るとともに、地域づくりに参画する意識をはぐくむ青少年のボランティア活動等の推進に取り組んでいます。</p> <p>【施策の方向】 地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。</p> <p>① 地域における学習機会等の充実 公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の学級・講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や、子どもと高齢者の異世代間交流の促進など<u>地域における</u>多様なふれあい・交流の機会の充実を図るとともに、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。</p> <p>② 家庭教育への支援の充実 人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実を図るとともに、<u>父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への</u>相談体制の整備、親子のふれあいを深める体験活動機会の増加など、良好な親子関係を築くための支援の充実を図ります。</p> <p>③ 社会教育関係者に対する研修等の充実 社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成と資質の向上を図るとともに、人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実を図ります。</p> <p>④ 関係機関の連携の強化 地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、人権擁護機関などの連携の強化に努めます。</p> <p><b>3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育</b></p>	<p>の際などにおける家庭教育講座や子育て等に関する相談体制の整備、親子のふれあいを深める自然体験活動の場の提供など多様な家庭教育への支援を図るとともに、地域づくりに参画する意識をはぐくむ青少年のボランティア活動等の推進に取り組んでいます。</p> <p>【施策の方向】 地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。</p> <p>① 地域における学習機会等の充実 公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の学級・講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や、子どもと高齢者の異世代間交流の促進など、<u>地域住民等の参画により</u>、多様なふれあい・交流の機会の充実を図るとともに、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。</p> <p>② 家庭教育への支援の充実 人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、子どもの<u>発達の段階</u>に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実を図るとともに、<u>子育てに</u>不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備、親子のふれあいを深める体験活動機会の増加など、良好な親子関係を築くための支援の充実を図ります。</p> <p>③ 社会教育関係者に対する研修等の充実 社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成と資質の向上を図るとともに、人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実を図ります。</p> <p>④ 関係機関の連携の強化 地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、人権擁護機関などの連携の強化に努めます。</p> <p><b>3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育</b></p>	<p>実施要領の表現に修正</p> <p>指導要領の表現に修正</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、教育関係職員や医療・保健・福祉関係者、公権力の行使にあたる公務員など人権に関わりの深い職業に従事する者は、常に高い人権意識をもって職務に臨むことが求められます。</p> <p>そこで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図る必要があります。</p> <p><b>(1) 教育関係職員</b></p> <p>教職員は、学校の教育活動を通じて、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。</p> <p>また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。</p> <p>このため、これら教育関係職員が、指導資料等の配付や具体的な事例による研修の受講等を通じて、人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権教育の主たる担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう、指導資料や研修内容の一層の充実に努めます。</p> <p><b>(2) 医療関係者</b></p> <p>医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、日々患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。</p> <p>このため、県の医療関係職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実を図ります。</p> <p>また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請しま</p>	<p>人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、教育関係職員や医療・保健・福祉関係者、公権力の行使にあたる公務員など人権に関わりの深い職業に従事する者は、常に高い人権意識をもって職務に臨むことが求められます。</p> <p>そこで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図る必要があります。</p> <p><b>(1) 教育関係職員</b></p> <p>教職員は、学校の教育活動を通じて、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。</p> <p>また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。</p> <p>このため、これら教育関係職員が、指導資料等の配付や具体的な事例による研修の受講等を通じて、人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権教育の主たる担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう、指導資料や研修内容の一層の充実に努めます。</p> <p><b>(2) 医療関係者</b></p> <p>医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、日々患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。</p> <p>このため、県の医療関係職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実を図ります。</p> <p>また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請しま</p>	<p>備考</p> <p>指導要領の表現に修正</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>す。</p> <p><b>(3) 保健・福祉関係者</b>  子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多いケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー※37、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など人権に対する深い理解と認識が求められています。</p> <p>このため、県の保健・福祉関係職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、市町村や関係団体等の研修の充実に対し支援します。</p> <p>また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実に図るよう要請します。</p> <p><b>(4) 消防職員</b>  消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。</p> <p>このため、消防職員に対しては、<u>消防学校において初任者及び幹部職員の人権教育を充実します。</u></p> <p>また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。</p> <p><b>(5) 警察職員</b>  警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、<u>公安の維持など</u>人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身につけ、人権を尊重した職務執行を徹底することが求められています。</p> <p>このため、職務倫理教養及び<u>適切な市民応接の推進並びに被疑者、被留置者、被害者その他関係者</u>の人権への配慮に重点を置いた職場及び警察学校における教育研修を充実します。</p>	<p>す。</p> <p><b>(3) 保健・福祉関係者</b>  子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多いケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー※35、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など人権に対する深い理解と認識が求められています。</p> <p>このため、県の保健・福祉関係職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、市町村や関係団体等の研修の充実に対し支援します。</p> <p>また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実に図るよう要請します。</p> <p><b>(4) 消防職員</b>  消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。</p> <p>このため、<u>消防職員の人権への理解と擁護意識を高めるよう、消防学校の初任教育及び幹部教育における</u>人権教育を充実します。</p> <p>また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。</p> <p><b>(5) 警察職員</b>  警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、<u>公共の安全と秩序の維持など</u>人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身につけ、人権を尊重した職務執行を徹底することが求められています。</p> <p>このため、職務倫理教養及び<u>適切な市民応接を推進し、被害者、被疑者、被留置者その他関係者</u>の人権への配慮に重点を置いた職場及び警察学校における教育研修を充実します。</p>	<p></p> <p></p> <p>文言整理</p> <p>適切な表現に改める</p> <p>被害者の重要度を勘案し記載順を変更</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>(6) 県・市町村の職員</p> <p>県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。</p> <p>このため、上記のほか、県職員に対しては、啓発資料の配付のほか、より高い人権意識の醸成を図るため、講義形式による研修に加えて体験型の研修を採り入れるなど、研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、市町村に対しては、人権に関する研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。</p> <p>(7) マスメディア関係者</p> <p>情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の価値判断や意識の形成に大きな影響力をもっています。</p> <p>また、マスメディアは、様々な人権に関わる報道により、県民の人権意識の高揚に大きな役割を果たす一方、事件の報道に関して個人の生活に関わる中で、時には個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害する危険性も有しています。</p> <p>このため、マスメディア関係者には、今後とも正確な情報を提供するという公共的使命を果たすと同時に、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組づくり、人権研修への積極的な取組を期待します。</p> <p>また、県が推進する人権教育・啓発の取組への積極的な協力を要請します。</p> <p>4 企業に対する人権啓発</p> <p>【現状と課題】</p> <p>本県においては、企業の社会的責任の重大さに鑑み、企業に対して公正な採用選考についての要請や啓発資料の配布を行うとともに、職場におけるセクハラ防止のための研修ビデオの貸出しや労働広報誌によ</p>	<p>(6) 県・市町村の職員</p> <p>県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。</p> <p>このため、上記のほか、県職員に対しては、啓発資料の配付のほか、より高い人権意識の醸成を図るため、講義形式による研修に加えて体験型の研修を採り入れるなど、研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、市町村に対しては、人権に関する研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。</p> <p>(7) マスメディア関係者</p> <p>情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の価値判断や意識の形成に大きな影響力をもっています。</p> <p>また、マスメディアは、様々な人権に関わる報道により、県民の人権意識の高揚に大きな役割を果たす一方、事件の報道に関して個人の生活に関わる中で、時には個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害する危険性も有しています。</p> <p>このため、マスメディア関係者には、今後とも正確な情報を提供するという公共的使命を果たすと同時に、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組づくり、人権研修への積極的な取組を期待します。</p> <p>また、県が推進する人権教育・啓発の取組への積極的な協力を要請します。</p> <p>4 企業に対する人権啓発</p> <p>【現状と課題】</p> <p>本県においては、企業の社会的責任の重大さに鑑み、企業に対して公正な採用選考についての要請を行うとともに、労働広報誌による情報提供等を行っています。</p>	<p>ビデオ貸出しは現在実施していない</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>る情報提供等を行っています。</p> <p>また、国の人権啓発に関する委託事業をうけて、本県では、中小企業者等に対する人権啓発事業（講演会の開催）を実施しています。</p> <p>一方、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて自主的な人権啓発活動が行われています。具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への参加などの方法により行われています。</p> <p>しかし、研修が単に人権侵害の事例紹介など知識の習得に止まっていたり、人権侵害（過重労働、パワー・ハラスメント※38等）に遭いながら受忍しているなど、従業員一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>公正な採用選考の推進や男女共同参画社会の実現に向けた取組の働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。</p> <p>① 公正な採用選考の推進</p> <p>就職の機会が均等に確保されるようにするため、企業に対して公正な採用選考について働きかけるとともに、特に採用選考の中で重要な比重を占めている面接において受験者の人権を侵害することのない</p>	<p><u>また、職場におけるハラスメント対策については、事業主に対してセクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられていることに加え、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、2017(平成29年)年1月1日からは、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、同様に措置を講じることが義務付けられました。さらに、2019(令和元)年には「労働施策総合推進法」が改正され、パワー・ハラスメント※36 についても対策が法制化されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正により、セクシャル・ハラスメント等に関して相談した労働者に対する不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメントの防止対策が強化されています。</u></p> <p><u>県、富山労働局では、相談窓口を開設し職場におけるハラスメントに関する県民からの相談等に対応しています。</u></p> <p>また、国の人権啓発に関する委託事業をうけて、本県では、中小企業者等に対する人権啓発事業（講演会の開催）を実施しています。</p> <p>一方、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて自主的な人権啓発活動が行われています。具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への参加などの方法により行われています。</p> <p>しかし、研修が単に人権侵害の事例紹介など知識の習得に止まっていたり、人権侵害（過重労働、パワー・ハラスメント等）に遭いながら受忍しているなど、従業員一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>公正な採用選考の推進や<u>職場におけるハラスメントの防止</u>に向けた取組の働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。</p> <p>① 公正な採用選考の推進</p> <p>就職の機会が均等に確保されるようにするため、企業に対して公正な採用選考について働きかけるとともに、特に採用選考の中で重要な比重を占めている面接において受験者の人権を侵害することのないよう啓発に努めます。</p>	<p>いため削除 委員意見を踏まえて加筆</p>

現 基本計画 (平成19年3月)	見直し案	備考
<p>よう啓発に努めます。</p> <p>② <u>企業に対する啓発活動の充実</u>        広報・啓発活動を通じて、男女共同参画社会の形成に寄与する責務について企業の自覚を促し、男女の均等な機会と待遇の確保やセクハラ防止など職場環境の整備を働きかけ、男女雇用機会均等法の適正な運用の普及促進に努めます。</p> <p>また、「<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u>」(いわゆるパートタイム労働法)や同法に基づき定められたパートタイム労働指針の周知の徹底を図るなど、<u>企業に対する啓発活動の充実</u>に努めます。</p> <p>③ <u>企業に対する研修情報の提供</u>        人権に関する企業内研修の質的な内容の充実が図られるよう、企業に対し人権に関する情報の提供に努めます。</p> <p><b>5 県民一般に対する人権啓発</b></p> <p><b>【現状と課題】</b>        県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布など様々な啓発活動を行っています。</p> <p>国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、国内の人権関係諸機関及び諸団体の協力の下に広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける大規模な啓発活動を展開しており、本県においてもこの「人権週間」の前に人権に関する諸企画を集中的・一体的に実施する「ヒューマンコミュニケーションフェスタ」を県内関係機関・団体と協力して開催するなどの啓発活動を行っています。</p> <p>このようなイベントの開催は、人権啓発の大きな機会として大変有意義なものですが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないとの指摘があり、これに対して、マスメディアや民間のアイデア・ノウハウを積極的に活用することにより、よ</p>	<p>② <u>ハラスメント防止等についての啓発活動の充実</u>        広報・啓発活動を通じて、<u>ハラスメントの防止など職場環境の整備</u>を働きかけ、男女雇用機会均等法、<u>育児・介護休業法、労働施策総合推進法</u>の適正な運用の普及促進に努めます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ <u>企業に対する研修情報の提供</u>        人権に関する企業内研修の質的な内容の充実が図られるよう、企業に対し人権に関する情報の提供に努めます。</p> <p><b>5 県民一般に対する人権啓発</b></p> <p><b>【現状と課題】</b>        県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布など様々な啓発活動を行っています。</p> <p>国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、国内の人権関係諸機関及び諸団体の協力の下に広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける大規模な啓発活動を展開しており、本県においてもこの「人権週間」の前に人権に関する諸企画を集中的・一体的に実施する「ヒューマンコミュニケーションフェスタ」を県内関係機関・団体と協力して開催するなどの啓発活動を行っています。</p> <p>このようなイベントの開催は、人権啓発の大きな機会として大変有意義なものですが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないとの指摘があり、これに対して、マスメディアや民間のアイデア・ノウハウを積極的に活用することにより、より効果的な人権啓発ができるとの指摘があります。</p>	<p>パートタイム労働法の啓発活動については、県ではなく、労働局で実施。県でも広報誌による普及啓発に努めているが、パート法について特出しの記載は不要と判断</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>り効果的な人権啓発ができるとの指摘があります。</p> <p>また、啓発の効果が知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが大切です。</p> <p>そして、県民の理解や共感を得るためには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せて、具体的な人権課題に即し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努める必要があります。</p> <p>また、県民が人権に関する知識・情報を受け取るだけの受身型の啓発には、人権感覚を体得するという観点からは限界があることから、県民自身が主体的・能動的に参加できるような啓発手法の併用が考えられます。</p> <p>これらのことを踏まえて次の施策を推進し、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。</p> <p>① 講演会や啓発資料の充実 人権啓発講演会や啓発資料の充実などにより、啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>② マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発 より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、マスメディアや民間アイデアの積極的な活用を図ります。</p> <p>③ 参加型・体験型啓発活動の推進 人権啓発イベントの中にワークショップや車椅子体験、関係者とのふれあい交流の機会を設けるなど、参加型・体験型の啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>④ 地方法務局や市町村等との連携強化 人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方法務局</p>	<p>また、啓発の効果が知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが大切です。</p> <p>そして、県民の理解や共感を得るためには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せて、具体的な人権課題に即し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努める必要があります。</p> <p>また、県民が人権に関する知識・情報を受け取るだけの受身型の啓発には、人権感覚を体得するという観点からは限界があることから、県民自身が主体的・能動的に参加できるような啓発手法の併用が考えられます。</p> <p>これらのことを踏まえて次の施策を推進し、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。</p> <p>① 講演会や啓発資料の充実 人権啓発講演会や啓発資料の充実などにより、啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>② マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発 より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、マスメディアや民間アイデアの積極的な活用を図ります。</p> <p>③ 参加型・体験型啓発活動の推進 人権啓発イベントの中にワークショップや車椅子体験、関係者とのふれあい交流の機会を設けるなど、参加型・体験型の啓発活動を積極的に推進します。</p> <p>④ 地方法務局や市町村等との連携強化 人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方法務局や人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネット</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見直し案	備考
<p>や人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※39 において、今後とも密接な連携を図っていきます。</p>	<p>ワーク協議会」※37 において、今後とも密接な連携を図っていきます。</p>	